

# 福岡県公報

平成22年6月30日  
第3129号

## 目次

### 告示(第1068号 - 第1080号)

保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
換地を定めない土地の指定	(農村整備課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7

### 公 告

福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(都市計画課)	7
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の変更(河川課)	(河川課)	7
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(漁業管理課)	7
教育委員会 意見募集の結果の公示	(教育庁文化財保護課)	8

### 雑 報

西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	8
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	8
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	9
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	10
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	10
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	11
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	11
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	12
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	12
西日本宝くじの発売	(財政課)	13
西日本宝くじの発売	(財政課)	13
西日本宝くじの発売	(財政課)	14
西日本宝くじの発売	(財政課)	14
西日本宝くじの発売	(財政課)	15
西日本宝くじの発売	(財政課)	15
西日本宝くじの発売	(財政課)	15
西日本宝くじの発売	(財政課)	16
西日本宝くじの発売	(財政課)	16
西日本宝くじの発売	(財政課)	16

## 告 示

福岡県告示第1068号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市黒川字廣蔵6の1、6の4、42、73の1、73の2、107の1、134の1、134の3、6の6(次の図に示す部分に限る。)、字荒田5291、5294の1、5295の1、

5299の1、5303の2、5306、5321、5326、5331の1、5334の1、5339の1、5339の3、5340、5341の1、5342の1、5342の3、5343、5346、5347、5348の1、5348の2、5350、5351の1、5352、5364、5365、5366の1、5366の2、5368、5375の1、5379、5389の1、5390、5394、5396、5401の1、5401の5、5402の1、5403、5404、5405の1、5405の3、5411、5417、5429の1、5453の2、5456の2、5461、5465の2、5465の6、5465の7、5466、5467、5469、5470、5472の1、5473の1、5474の1から5474の3まで、5475の1、5475の3、5476から5478まで、5479の1、5480、5482の1、5483の1、5485の1、5485の5、5487の1、5487の3、5489、5491の3、5492、5493の1、5493の2、5494の1、5495、5502の2、5503、5504、5508、5509の1、5513の1、5513の2、5514、5516、5517、5518の3、5519、5521の1、5522の1、5524、5529の1、5529の2、5533、5537、5540、5541、5549の2、5550の1、5550の2、5552の1、5553の2、5557の2、5560の1、5560の2、5561、5568、5576、5579、5580、5585から5589まで、5592、5598、5601の1、5603、5611の1、5618、5619、字八十田5621、5623、5627の1、5632、5636、5638、5639の1、5640、5641、5643の1から5643の3まで

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1069号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原鼓字大木2984の1、2985、2986、2988、字久毛2994、2995、2997の2、3044の2、3045、3047の1、3048

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字久毛3045、2994・2995・2997の2・3044の2・3047の1・3048・字大木2984の1・2985・2986・2988（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1070号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町妹川字上柳迫1657の1、1658、1659、1660の5、1665の1、字中柳迫1675、1678の1、1678の2、1679、1680、字下柳迫1704、1705、字八瀬田1728の2、字清水元1750の2、字経塚1779の1、1780の1、1780の2、1780の4

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1071号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町田籠字北向片1639、1748の2、1799、字日南片1860、1861

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1072号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町北大淵字大土45、字滝ノ上90、93、94の1、94の2、95、98、103、122、129、131の1、131の3、132、139、141、147、148の1、149の1、150の1、153の1、172の2、174、176、178の2、179、181の2、181の3、182、189、192、字楮ノ本322、327の4、329、333の1、333の4、347、字浦松396の1、397、400の2、425の3、字熊ノ内438の24、447の4、448、451の17、451の19、455の10、455の12、455の13、467の4、467の10、467の13、468の4、468の5、468の7、471、489の1、489の2、490の1、字滝口742、字木合825の2、826の4、841の2、842の1、874の1、874の9、874の11、885の2、889、896の15、字岩屋ノ迫谷897の1から897の3まで、897の16、897の40、897の41、897の43、897の48、899、902の2、947、964、965、973の1、973の2、973の4、973の6、973の12、980、982の1、982の2、字猪落983の2、991、996の2、字樋ノ口1041、1069から1071まで、1072の1、1072の2、1073、1074、1075の1、1075の4、字若宮1087の1、1091の2、字松瀬谷1174の8、1174の13、1199の1、1199の2、1202の1から1202の8まで、1212、1213、1215の6、字平1221の1、1221の2、1222、1223の1から1223の6まで、1249の1、1285、1287の5、1298、1300、1305の1、1305の4、1305の6、字東1388の2、1389の2、1390の1、1392の1、字野中1416、1419の2、1464の2、1464の7、1464の8

、1464の15、1464の16、字川久保1538の3、1562、1564の2、字後田1645の1、1661、  
字藏当松1783の1、1783の2、1784、1785の1から1785の3まで、1806、1815、  
1816、1822、字アザブ1829、1841、1848の3、1849の1、1849の3、1849の4、1856  
の3、1859、1864の3、1864の4、1868の3、1869、字八升蒔1875、1877の1、1877  
の3、字小谷2461の3、2461の4、字桑ノ迫4202、4203の2、4203の3、字大小4888  
の1、4889、4891の1、4892の1、4893、4894の3、4897の3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女  
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1073号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森  
林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字吉野迫9697の3、黒木町北大淵字滝ノ上178の1、字熊ノ内454  
、455の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊ノ内454、455の2、字滝ノ上178の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女  
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1074号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森  
林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字イボアライ668の1、字鯛生次郎7894の6、7898、7899、7901、  
7902、7903の1、字牧曾根11217の1、矢部村矢部字荷卸452の1、字長山2223の10

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1075号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	136	北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市防災協会 会長 坂本 雅紀	北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市消防局庁舎内	平成22年 5月24日
旧		北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市防災協会 会長 石川 昌弘		

福岡県告示第1076号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年6月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 治験ネットワーク福岡

## (2) 代表者の氏名

中西 洋一

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号 九州大学コラボ・ステーション 709号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県を中心とする地域における住民、医療機関、医療従事者及び同地域に医薬品等製品あるいは医療関連サービスを提供する企業に対して、医薬品・医療機器等の臨床研究による新しい製品開発の促進、医療提供機関相互の連携強化、及び医学・医療情報の普及に関する事業を行い、地域医療水準の向上と医療関連産業の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1077号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年6月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人福岡市障害者関係団体協議会

## (2) 代表者の氏名

中原 義隆

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区荒戸3丁目3番39号

## (4) 定款に記載された目的



この法人は、障害者福祉の向上と福岡市内の関係団体の意見集約・調整・交流を図る目的で情報提供、連絡、助言、指導活動及び障害者の現状について周囲の理解と協力を要請する啓発活動並びに障害者による障害者が本当に必要とするボランティア育成講座の開催等を行うことで、障害者の正しい現状の周知徹底と障害者の完全なる社会参画に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1078号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業竹野地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

#### 従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
久留米市	田主丸町地徳	安町	1727番地	田	2,075
久留米市	田主丸町地徳	八ノ江	1417番地	田	3,300
久留米市	田主丸町地徳	安町	1733番地	田	2,063
久留米市	田主丸町地徳	安町	1735番地	田	1,656
久留米市	田主丸町竹野	イカツチ	546番地	田	1,662
久留米市	田主丸町地徳	牟田	1737番地1	田	2,270
久留米市	田主丸町竹野	餅松	895番地1	田	3,138
久留米市	田主丸町竹野	七ツ重	923番地1	田	1,379
久留米市	田主丸町竹野	草津町	891番地2	田	1,530
久留米市	田主丸町竹野	草津町	892番地2	田	1,567
久留米市	田主丸町中尾	相割	639番地4	田	98
久留米市	田主丸町中尾	相割	640番地1	田	1,084
久留米市	田主丸町中尾	相割	640番地2	田	1,762

久留米市	田主丸町中尾	上五ノ重	643番地1	田	1,020
久留米市	田主丸町中尾	曾町	616番地1	田	2,222
久留米市	田主丸町中尾	曾町	617番地3	田	1,889
久留米市	田主丸町中尾	大坪	645番地1	田	1,589
久留米市	田主丸町中尾	深田	624番地	田	1,322
久留米市	田主丸町中尾	池田	133番地1	田	1,154
久留米市	田主丸町中尾	五ノ重	167番地2	田	344
久留米市	田主丸町中尾	五ノ重	167番地3	田	2,179
久留米市	田主丸町中尾	十ヶ坪	333番地3	田	1,263
久留米市	田主丸町中尾	小田	1242番地6	田	818
久留米市	田主丸町中尾	永田	1240番地	田	292
久留米市	田主丸町中尾	小田	1241番地1	田	331
久留米市	田主丸町中尾	東水町	1268番地2	田	1,927
久留米市	田主丸町中尾	東水町	1268番地5	田	505
久留米市	田主丸町地徳	下鉾田	1440番地1	田	967
久留米市	田主丸町地徳	下鉾田	1440番地2	田	21
久留米市	田主丸町中尾	実井手	544番地1	田	1,190
久留米市	田主丸町中尾	曾町	614番地	田	3,888
久留米市	田主丸町中尾	小田	1242番地1	田	290
久留米市	田主丸町中尾	深田	625番地1	田	2,892

#### 福岡県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂県道		平等寺 那珂川線	前	筑紫野市大字平等寺626 番1先から 筑紫野市大字平等寺653 番1先まで	4.0 ～ 14.2	493.0
			後	同上	4.0 ～ 22.4	493.0

福岡県告示第1080号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年6月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) コメリパワー飯塚店  
(2) 所在地 福岡県飯塚市太郎丸1177番2 外

3 大規模小売店舗の所在地

変 更 前	変 更 後
福岡県飯塚市楽市字北畠683番1 外	福岡県飯塚市太郎丸1177番2 外

公 告

公告

福岡県美しいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成22年7月1日から平成22年7月30日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

公告

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく那珂川水系那珂川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、同条第4項において準用する同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課、福岡県福岡県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所において縦覧に供する。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

公告

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成22年7月1日から平成22年7月30日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載

するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

## 教育委員会

### 公告

九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部を改正する規則案について、平成22年4月26日から平成22年5月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成22年6月30日に公布しました。

平成22年6月30日

福岡県教育委員会

### 問い合わせ先

福岡県教育庁総務部文化財保護課九州歴史資料館対策室

電話：092 - 643 - 3870

メールアドレス：kbunkazai@pref.fukuoka.lg.jp

## 雑報

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1978回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 1 名 称               | 第1978回西日本宝くじ                     |
| 2 受託銀行等の名称<br>及び所在地 | 株式会社みずほ銀行<br>東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5 |
| 3 発売総額及び通数          | 500,000,000円<br>250万通            |

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 平成22年7月14日から  
平成22年7月20日まで

6 当せん金支払開始日 平成22年7月14日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	5本
2 等	100,000円	50本
3 等	10,000円	3,495本
4 等	300円	250,000本
5 等	100円	500,000本
特 別 賞	2,000円	25,000本

### 8 注 意 事 項

- 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1979回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1 名 称      | 第1979回西日本宝くじ |
| 2 受託銀行等の名称 | 株式会社みずほ銀行    |



及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 800,000,000円  
400万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年7月21日から  
平成22年8月2日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年7月21日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	32本
2等	50,000円	320本
3等	3,000円	8,000本
4等	1,000円	55,680本
5等	500円	400,000本
6等	100円	400,000本

#### 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1980回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1980回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年7月31日から  
平成22年8月10日まで
- 6 抽せん日 平成22年8月12日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年8月17日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	60本
4等	10,000円	900本
5等	3,000円	6,000本
6等	1,000円	30,000本
7等	100円	300,000本

#### 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1981回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1981回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,000,000,000円  
10万通 50組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年8月17日から  
平成22年8月30日まで
- 6 抽せん日 平成22年9月1日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年9月6日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	80,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	49本
2 等	10,000,000円	5本
3 等	100,000円	500本
4 等	10,000円	5,000本
5 等	1,000円	50,000本
6 等	200円	500,000本

夏キヲ賞	1,000,000円	50本
------	------------	-----

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1982回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1982回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年9月1日から  
平成22年9月7日まで
- 6 抽せん日 平成22年9月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年9月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	10,000,000円	1本
1	等の前後賞	1,000,000円	2本
1	等の組違い賞	50,000円	24本
2	等	100,000円	25本
3	等	10,000円	500本
4	等	3,000円	7,500本
5	等	500円	75,000本
6	等	100円	250,000本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1983回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1983回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円

5 発売期間 平成22年9月1日から  
平成22年9月14日まで

6 当せん金支払開始日 平成22年9月1日

7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000円	35本
2 等	10,000円	1,750本
3 等	5,000円	3,500本
4 等	3,000円	47,012本
5 等	100円	700,000本
歴史大好き賞	1,000円	52,500本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1984回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1984回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年9月8日から  
平成22年9月21日まで
- 6 抽せん日 平成22年9月24日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年9月29日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	39本
2等	1,000,000円	4本
3等	100,000円	80本
4等	10,000円	1,200本
5等	5,000円	8,000本
6等	1,000円	40,000本
7等	100円	400,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1985回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1985回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円  
400万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年9月15日から  
平成22年9月28日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年9月15日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	16本
2等	10,000円	1,336本
3等	5,000円	4,000本
4等	300円	400,000本
5等	100円	800,000本
歴史大好き賞	1,000円	102,632本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1986回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1986回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年9月22日から  
平成22年9月28日まで
- 6 抽せん日 平成22年9月30日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年10月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	24本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	50本
4等	10,000円	500本
5等	3,000円	2,500本
6等	1,000円	50,000本
7等	100円	250,000本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1987回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成22年10月13日から  
平成22年10月19日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 176,392,000円
- 6 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,024,996円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 30,960,000円
- 8 受託申請期限 平成22年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1988回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 400,000,000円<br>1組10万通 40組     |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 100円                        |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年10月13日から<br>平成22年10月26日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 171,950,000円           |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 39,583,845円            |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 29,120,000円            |
| 8 受託申請期限               | 平成22年7月14日                     |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |       |              |
|-------|--------------|
| 1 名 称 | 第1989回西日本宝くじ |
|-------|--------------|

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 2 発売総額及び通数             | 1,000,000,000円<br>1組10万通 50組  |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 200円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年10月27日から<br>平成22年11月9日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 444,900,000円          |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 87,319,995円           |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 53,700,000円           |
| 8 受託申請期限               | 平成22年7月14日                    |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1990回西日本宝くじ                 |
| 2 発売総額及び通数             | 400,000,000円<br>200万通        |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 200円                      |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年11月3日から<br>平成22年11月9日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 176,380,000円         |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 36,020,670円          |



- 7 その他発売経費 発売総額に対し 30,960,000円  
 8 受託申請期限 平成22年7月14日

---

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1991回西日本宝くじ  
 2 発売総額及び通数 350,000,000円  
     1組10万通 35組  
 3 証 票 金 額 1枚 100円  
 4 発 売 期 間 平成22年11月3日から  
     平成22年11月16日まで  
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 148,700,000円  
 6 売りさばき及び  
     当せん金支払手数料 発売総額に対し 34,595,295円  
 7 その他発売経費 発売総額に対し 25,480,000円  
 8 受託申請期限 平成22年7月14日

---

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1992回西日本宝くじ  
 2 発売総額及び通数 350,000,000円  
     1組10万通 35組  
 3 証 票 金 額 1枚 100円  
 4 発 売 期 間 平成22年11月17日から  
     平成22年11月30日まで  
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 145,700,000円  
 6 売りさばき及び  
     当せん金支払手数料 発売総額に対し 35,259,420円  
 7 その他発売経費 発売総額に対し 25,480,000円  
 8 受託申請期限 平成22年7月14日

---

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1993回西日本宝くじ  
 2 発売総額及び通数 700,000,000円  
     350万通  
 3 証 票 金 額 1枚 200円

4 発 売 期 間	平成22年11月24日から 平成22年12月7日まで
5 当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 309,050,000円
6 売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 62,618,325円
7 そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 54,180,000円
8 受 託 申 請 期 限	平成22年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

1 名 称	第1994回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	900,000,000円 450万通
3 証 票 金 額	1枚 200円
4 発 売 期 間	平成22年12月8日から 平成22年12月24日まで
5 当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 395,910,000円
6 売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 81,966,465円
7 そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 69,660,000円
8 受 託 申 請 期 限	平成22年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

1 名 称	第1995回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	1,500,000,000円 1組10万通 75組
3 証 票 金 額	1枚 200円
4 発 売 期 間	平成22年12月23日から 平成23年1月11日まで
5 当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 664,900,000円
6 売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 131,842,620円
7 そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 80,550,000円
8 受 託 申 請 期 限	平成22年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1996回西日本宝くじ                  |
| 2 発売総額及び通数             | 1,600,000,000円<br>800万通       |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                      |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年12月25日から<br>平成23年1月11日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 705,024,000円          |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 144,633,552円          |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 123,840,000円          |
| 8 受託申請期限               | 平成22年7月14日                    |